

事業者排出量削減計画書（新規・変更）

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地					
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	株式会社 京都銀行 総務部長 宮村 定男					
事業者の主たる業種	金融業					
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））					
計画期間	20年4月～23年3月					
基本方針	企業活動が環境に与える影響を的確に把握し目的・目標を定めて取組むとともに定期的に見直すことにより環境保全活動の継続的な改善に努める。					
推進体制	役員で構成する「環境会議」を立ち上げ、さらに積極的・継続的な環境保全活動を推進していく。この活動を通じ省エネルギー、省資源、リサイクル活動を実施温室効果ガスの削減を図る。					
	環境マネジメントシステム名称	ISO14001				
	適用範囲	事務センター				
	取得年月日	平成15年9月29日				
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容			
	20年～	店舗・設備	環境に優しい店舗設計（屋上緑化、太陽光発電、高効率照明など）を推進する。			
	20年～	本部・営業店	クールビズ・ウォームビズの徹底と継続実施。			
	20年～	全店	ゴミの減量と資源リサイクルの徹底により温室効果ガスの排出量の削減を図る。			
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （19）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （22）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）		
	A 事業所等排出区分	9,116.4 t	8,842.9 t	-3.0 %		
	B 輸送車両排出区分	t	t	%		
	C その他排出区分	t	t	%		
	排出合計	*1 9,116.4 t	*2 8,842.9 t	-3.0 %		
	目標設定の考え方	基準年度対比温室効果ガスの排出量を年間1%ずつ削減していく。				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	
		二酸化炭素換算			%	
		二酸化炭素換算			%	
		二酸化炭素換算			%	
	原単位の指標及び計画数値設定の考え方					
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）				
		取組量等				
		（二酸化炭素換算）				
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）		t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m <sup>3</sup>	（削減量）		t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量）	kwh	（削減量）		t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）		t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）		t
家庭における温室効果ガス排出量の削減効果分の購入	（購入量）	t	（削減量）	t		
削減量等合計				*3 t		
差引排出量 （排出合計－削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）			
	*1 9,116.4 t	(12)-(13) 8,842.9 t	-3.0 %			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	京都モデルフォレスト協会活動への積極的参画。 「京銀・ふるさとのもりづくり」の維持管理。 「鴨川クリーンキャンペーン」の継続実施。					
特記事項	全店から報告を受け正確な係数を集計しました。電気については店外ATM等を加算して修正いたしました。ガスについては、テナントビル1棟分を計上していたものを当行分で計上したため減算して修正いたしました。					

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。  
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。  
 4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、○○工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。  
 5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。